

花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画

Q & A

令和6年3月

目 次

I 「花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画」策定の趣旨について	
Q 1 花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画を策定した理由は何ですか。	1
Q 2 生徒のニーズに応じた活動を保障するとはどういうことですか。	1
Q 3 地域の指導者のもとでの学校部活動を進めるのはどうしてですか。	1
II 学校部活動の地域連携・地域移行について	
Q 4 学校部活動の地域連携・地域移行とはどのようなことですか。	1
Q 5 学校部活動の地域連携・地域移行はいつまでに実施するのですか。	2
III 地域連携型学校部活動とは？	
Q 6 地域連携型学校部活動とはどのような活動ですか。	2
Q 7 単独型、合同型、拠点型とはどのような内容ですか。	2
Q 8 地域連携型学校部活動団体として市に登録する良さは何ですか。	2
Q 9 地域連携型学校部活動に教員はどのように関われば良いのですか。	3
Q 10 地域連携型学校部活動中の生徒の事故等についての補償はどうなりますか。	3
Q 11 地域連携型学校部活動中に、問題行動等や事故等が発生したときはどうしますか。	3
IV 地域クラブ活動とは？	
Q 12 地域クラブ活動とはどのような活動ですか。	3
Q 13 地域クラブ活動団体として市に登録する良さは何ですか。	3
Q 14 地域クラブ活動に学校はどのように関われば良いのですか。	3
Q 15 地域クラブ活動中の生徒の事故等についての補償はどうなりますか。	4
Q 16 地域クラブ活動中に、問題行動等や事故等が発生したときはどうしますか。	4
Q 17 地域クラブ活動団体でも中学校総合体育大会に出場できますか。	4
V 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体について	
Q 18 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動団体の市への登録はどのようにすればよいのですか。	4
Q 19 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動団体になると、学校の指導方針と異なる指導をしたり活動時間が増えたりすることはないですか。	4
Q 20 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動で保護者の負担軽減はありますか。	5
VI 指導者について	
Q 21 部活動指導員とは何ですか。	5
Q 22 スポーツ指導員及び文化芸術指導員とは何ですか。	5
Q 23 部活動指導員、スポーツ指導員及び文化芸術指導員が指導中に事故等にあった場合に、補償はありますか。	5
Q 24 指導者を確保するためにどうしますか。	5
Q 25 指導力の向上のためにどのようなことをしますか。	6
Q 26 教員等が兼職兼業を希望する際の留意点は何でしょうか。	6
Q 27 兼職兼業を希望する教員等は、どのような手続きをとればよいのでしょうか。	6

I 「花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画」策定の趣旨について

Q 1 花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画を策定した理由は何ですか。

A 1 少子化が進展する中で、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっています。本市でも部活動の設置数が減っている学校が増えたり、部員が少なくなり合同チームを編成して大会に出場したりするチームが増えてきています。こういった状況の中、市内中学生が将来にわたり、地域の実情に応じてスポーツ及び文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保するためには、部活動の地域連携・地域移行を進める必要があります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

本基本計画は、学校と地域の連携・協働により、生徒の多様なニーズに応じた持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備を図るとともに、教員の部活動指導の負担軽減を図るための施策について、市の考え方をまとめたものです。

Q 2 生徒のニーズに応じた活動を保障するとはどういうことですか。

A 2 市内の中学生の数は、ここ10年間で約600名減っています。10年後には、約660名減る予定です。また、各校の運動部の部活動の数も8年間で、10減っています。逆に校外活動を優先している生徒の数は、今年度は179人で、全体の7.8%となっており、昨年度より27人増えています。このことから、今後ますます入りたい部がない、日常の練習ができない、大会に出場できないという生徒が増えていくことが考えられます。そこで、学校と地域が連携・協働する取組を推進することで、生徒のニーズに応じた活動を保障したいと考えています。

Q 3 地域の指導者のもとでの学校部活動を進めるのはどうしてですか。

A 3 令和5年度花巻市部活動に関するアンケート調査では、約60%の教員が学生時代に、現在担当している部の競技に取り組んだことがないと回答し、職務に対して負担に感じていることとして、63%の教員が、部活動や大会参加の指導と回答しています。また、小学校5・6年生の保護者、中学校1・2年生の保護者のそれぞれ87%、83%は、学校部活動を地域の指導者や地域のクラブが担うことについて賛成しています。その理由として、多くの保護者が専門的な指導や継続的な指導が受けられることをあげています。

これらの結果から、教員による専門的な指導には限界があること、部活動が教員の負担となっていること、また多くの保護者が、学校部活動を地域の指導者や地域のクラブが担うことについて賛成するとともに、専門的・継続的な指導に期待していることから、教員の負担軽減や保護者の期待に応えるため、地域の指導者が学校部活動に関わる体制を作っていく必要があります。

II 学校部活動の地域連携・地域移行について

Q 4 学校部活動の地域連携・地域移行とはどのようなことですか。

A 4 学校部活動の地域連携とは、学校教育の一環として、学校の管理下内において、地域の指導者

の指導の下で行われるもので、「地域連携型学校部活動」と称します。

学校部活動の地域移行とは、社会教育法の社会教育や、スポーツ基本法や文化芸術基本法のスポーツ及び文化芸術として位置づけられるもので、運営の主体が学校から地域のスポーツ活動や文化芸術活動に取り組む団体へ移行するものです。学校と地域移行した団体が連携して行う活動を「地域クラブ活動」と称します。

Q 5 学校部活動の地域連携・地域移行はいつまでに実施するのですか。

A 5 国では、令和5年度から7年度までを休日の部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と定め推進しています。本市では、国の方針を踏まえつつ地域の現状に鑑み、生徒や保護者、地域の方々のご意見をいただきながら段階的に進めていきます。

III 地域連携型学校部活動とは？

Q 6 地域連携型学校部活動とはどのような活動ですか。

A 6 学校が主体となり、部活動指導員やスポーツ指導員及び文化芸術指導員の指導の下に行う学校部活動です。地域連携型学校部活動の型には、単独型、合同型、拠点型があります。

Q 7 単独型、合同型、拠点型とはどのような内容ですか。

A 7 単独型は、中学校1校で行う学校部活動です。合同型は、部員が少ない、指導者がいないという理由から、複数の中学校が合同で行う学校部活動です。合同型は、学校全体ではなく部活動ごとに行います。拠点型は、自校に希望する部活動がない場合に、希望する部活動がある学校を拠点に行う学校部活動です。単独型、合同型、拠点型いずれの活動においても、地域の指導者の指導の下、学校と地域が連携・協働して取り組むことから、これらの活動を行う学校においては、生徒や保護者及び指導者の了承を得ることが条件となります。

単独型、合同型、拠点型に取り組む場合には、教育委員会に団体登録及び指導者の登録をする必要があります。なお、合同型と拠点型の活動は複数の学校が関わることから、市が地域の枠を示して推進することとします。

Q 8 地域連携型学校部活動団体として市に登録する良さは何ですか。

A 8 地域連携型学校部活動団体として市に登録する良さは2つあります。1つ目は、中学校総合体育大会への出場に関わってです。合同チーム（注）による出場の場合、新人大会で合同チームとして出場したとしても、次年度になってどちらかの学校が登録人数を超えると、合同チーム規定から外れるため、同一の合同チームでは中総体に出場できなくなります。しかし、地域連携型学校部活動団体として市に登録すると、中体連の判断によっては、人数に関係なく中総体に出場することができるようになります。

2つ目は、スポーツ指導員及び文化芸術指導員が配置され、専門的・継続的な指導が行われるほか、教員の負担軽減などが図られることです。スポーツ指導員及び文化芸術指導員には、市から謝礼と旅費が支払われます。

（注）合同チーム：少子化に伴い単独でチーム編成できない等への「救済措置」で、登録人数

より少ない複数の学校が合同して出場できると中体連が認めたチーム

Q 9 地域連携型学校部活動に教員はどのように関われば良いのですか。

A 9 地域連携型学校部活動の場合、休日の部活動の指導は、部活動指導員やスポーツ指導員、文化芸術指導員が行うこととなりますので、教員が指導する必要はありません。ただし、学校の教育計画に基づく活動計画を作成したり、練習試合を組んだり、練習場所を確保したりすることは教員が行います。また、活動中に生徒指導上の問題が発生した場合には、指導者と連携し指導に当たる必要があります。

Q 10 地域連携型学校部活動中の生徒の事故等についての補償はどうなりますか。

A 10 地域連携型学校部活動は、学校の管理下で行われますので、スポーツ指導員及び文化芸術指導員の指導下において生徒の事故等が発生した場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象となります。また、練習試合等の移動の場合も、学校の教育計画に基づいて出発から解散まで適切な指示や指導がなされていると解される場合は、同災害共済給付金の対象となります。ただし、学校の教育計画に基づかず、指導者の恣意的な計画による活動等において事故が発生した場合は、同災害共済給付金は支給されません。

Q 11 地域連携型学校部活動中に、問題行動等や事故等が発生したときはどうしますか。

A 11 地域連携型学校部活動中にいじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、指導者は、速やかに部員が在籍する学校に報告しなければなりません。報告を受けた当該校は、事実を確認し、指導及び説諭をしなければなりません。また、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに部員が在籍する学校に報告しなければなりません。

IV 地域クラブ活動とは？

Q 12 地域クラブ活動とはどのような活動ですか。

A 12 地域移行した団体が主体となり、当該団体の指導者の指導の下に学校と当該団体が連携して行う活動です。

Q 13 地域クラブ活動団体として市に登録する良さは何ですか。

A 13 地域クラブ活動団体として市に登録する良さは、スポーツ指導員及び文化芸術指導員が配置されることです。スポーツ指導員及び文化芸術指導員には、市から謝礼と旅費が支払われます。

Q 14 地域クラブ活動に学校はどのように関われば良いのですか。

A 14 地域クラブ活動中に問題行動や事故等が発生した場合には、地域クラブ活動団体から報告を受けます。報告を受けた場合には、事実を確認し、指導及び説諭をしなければなりません。また、地域クラブ関係者と学校関係者で構成する協議会等の場を学校が設け、活動方針や活動状

況、問題行動等への対応について共通理解を図る必要があります。

Q 1 5 地域クラブ活動中の生徒の事故等についての補償はどうなりますか。

A 1 5 地域クラブ活動は、地域移行した団体が運営主体となります。学校管理下外の活動となりますので、生徒の事故等が発生した場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象となりません。このことから、地域クラブ活動に取り組む団体は、独自に保険に加入する必要があります。

Q 1 6 地域クラブ活動中に、問題行動等や事故等が発生したときはどうしますか。

A 1 6 地域クラブ活動中にいじめや暴力行為等の事案が発生したとき又はそのおそれがあるときは、指導者は、速やかに運営団体に報告しなければなりません。報告を受けた当該団体は、事実を確認し、指導及び説諭を行い、速やかに加入する生徒が在籍する学校に報告しなければなりません。また、事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに運営団体に報告するとともに加入する生徒が在籍する学校に報告しなければなりません。

Q 1 7 地域クラブ活動団体でも中学校総合体育大会に出場できますか。

A 1 7 岩手県中学校体育連盟では、「令和5年度地域スポーツ団体等登録要綱」を制定し、中学校総合体育大会への参加を認める条件として、令和4年12月27日付けでスポーツ庁及び文化庁が発出した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の遵守等、9項目の条件を満たしていれば中総体への出場をできるとしています。このことから、団体等登録要綱に提出書類として定められた「地域スポーツ団体等登録申請書」等を県中体連へ提出すれば出場できます。

V 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体について

Q 1 8 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動団体の市への登録はどのようにすればよいのですか。

A 1 8 学校又は地域クラブ活動に取り組む団体が、①生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っていること、②加入する生徒が在籍する中学校並びに加入する生徒及びその保護者との連携及び協力が図られていること、③花巻市部活動等の在り方に関する方針に基づく活動を行っていること、④加入する生徒が在籍する中学校の学校部活動に係る活動方針に基づく活動を行っていることの4つの要件を満たしていると市が認めた場合に登録されます。

なお、登録に当たっては、「地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動団体登録届出書」に会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類や構成員の名簿、加入する生徒の名簿、その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に届け出る必要があります。

Q 1 9 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動団体になると、学校の指導方針と異なる指導をしたり活動時間が増えたりすることはないですか。

A 1 9 地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動の登録団体となるためには、花巻市部活動等の在り方に関する方針に基づく活動を行っていること、加入する生徒が在籍する中学校の学校部活動に係る活動方針に基づく活動を行っていることが必須の要件です。各活動団体は、活動時間等方針に定められている事項について遵守することが求められます。

Q 2 0 地域連携型学校部活動、地域クラブ活動で保護者の負担軽減はありますか。

A 2 0 市では、保護者負担を軽減するため、スポーツ指導員及び文化芸術指導員へ謝礼及び旅費を支払うこととしています。

VI 指導者について

Q 2 1 部活動指導員とは何ですか。

A 2 1 学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員です。部活動指導員は、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」とされており、①実技指導、②安全障害予防に関する知識・技能の指導、③学校外での活動（大会、練習試合等）の引率、④用具・施設の点検・管理、⑤部活動の管理運営（会計管理等）、⑥保護者等への連絡、⑦年間・月間指導計画の作成、⑧生徒の指導に係る対応、⑨事故が発生した場合の現場対応等を行います。本市の会計年度任用職員として部活動の指導を行います。

Q 2 2 スポーツ指導員及び文化芸術指導員とは何ですか。

A 2 2 地域連携型学校部活動及び地域スポーツ活動において、スポーツ又は文化芸術の技術的な指導を行う指導員です。活動団体から推薦された方で、①人格識見が高く、社会的信望があり、地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動に十分な理解を有していること、②学校部活動の指導経験を有していること、③委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の方（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する方を除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できることの3つの要件を満たしている方について、1つの団体当たり1人を教育委員会が委嘱します。なお、スポーツ指導員及び文化芸術指導員は、部活動の実技指導や練習試合の引率は可能ですが、中体連主催の大会に引率者として登録することはできません。

Q 2 3 部活動指導員、スポーツ指導員及び文化芸術指導員が指導中に事故等にあった場合に、補償はありますか。

A 2 3 部活動指導員は、市の会計年度任用職員ですので、指導中に事故等があった場合は、公務災害が適用となります。スポーツ指導員及び文化芸術指導員は、教育委員会から委嘱されていますので、指導中に事故等があった場合は、市の補償保険が適用となります。

Q 2 4 指導者を確保するためにどうしますか。

A 2 4 教育委員会では、スポーツ指導員及び文化芸術指導員を登録簿に登録しています。今後、人

材バンクを整備し、必要に応じて学校や地域クラブ団体に派遣できるシステムを構築する予定です。

Q 2 5 指導力の向上のためにどのようなことをしますか。

A 2 5 教育委員会及び地域連携型学校部活動及び地域クラブ活動に取り組む団体は、スポーツ指導員及び文化芸術指導員に対し、適正な活動が行われるよう定期的に研修を行い、指導力の向上に努めます。

Q 2 6 教師等が兼職兼業を希望する際の留意点は何でしょうか。

A 2 6 兼職兼業については、学校や教師等の本務に支障がないと認められる場合においてのみなされるものです。教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等として当該勤務にあたることができるようにしておく必要があります。また、教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要がありますし、地域クラブ活動に従事することによる心身の著しい疲労のため、職務に対する能率に悪影響を与えることがあってはなりません。なお、教師等の心身の健康を確保するため、いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内であることが求められます。

Q 2 7 兼職兼業を希望する教師等は、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A 2 7 兼職兼業を希望する教師等は、校長と相談の上、教育委員会に申請しなければなりません。教育委員会は、本務への支障の有無や謝礼額などを確認し承認・不承認を検討します。結果は、学校を通して当該教師等に通知します。当然ながら承認された場合のみ、兼職兼業が認められます。